

# 第47回 JAS 製材品普及推進展示会実施要領

## 1. 目的

JAS 製材品は、品質・性能が保証されたものであり、建築・設計等の需用者ニーズに対応した信頼される製材品である。

この JAS 製材品の普及を図るため JAS 製材品普及推進展示会を開催し、JAS 製材品の流通の拡大と需要者・消費者への普及を図り、もって製品品質の改善、生産技術の向上・合理化、取引の単純公正化及び消費の合理化を進めることとする。

## 2. 主催

一般社団法人全国木材組合連合会、一般社団法人全日本木材市場連盟及び一般社団法人全国木材市売買方組合連盟の共催とする。

## 3. 後援

農林水産省食料産業局、林野庁、開催地の都道府県の予定

## 4. 協賛

全国木材検査・研究協会、開催地区関係団体

## 5. 実施事項

- (1) 三大都市（首都圏、中京圏、近畿圏）及び主たる地方都市における市場で、JAS 製材品普及推進展示会を開催し、当該製品の展示・普及を行う。
- (2) 開催の各木材市場は、特定日を定めて JAS 製材品の展示・即売会を行う。
- (3) 主催者は農林水産祭参加の主旨の理解を深めること及び積極的に出品するよう各団体傘下の事業所に対して十分周知徹底する。
- (4) 開催の各木材市場は、関係都道府県木連等と協調し、JAS 製材品の集荷及び展示に努める。

## 6. 実行委員会等の設置等

展示会を円滑、かつ、効果的に推進するため、関係業界団体及び関係木材市場の担当者を委員とし、また、関係行政機関の担当者をオブザーバーとして委員会を設置し、次の事項を行う。

- (1) 展示会の運営方法等について協議決定する。
- (2) 展示会出品者の表彰に係る総合調整を行う。
- (3) 審査委員会の委員の人選を行う。

## 7. 審査結果の公表等

別に定める審査要領に基づき審査した結果により入賞者の公表を行う。

## 8. 賞状の授与

賞状の授与は次の方法により行うものとする。

- (1) 農林水産大臣賞、農林水産省食料産業局長賞及び林野庁長官賞は、特定日を定め別途行う。
- (2) (一社) 全国木材組合連合会会長賞、(一社) 全日本木材市場連盟会長賞及び(一社) 全国木材市売買方組合連盟会長賞は、次の方法により行う。
  - ア. 入賞者の賞状は、(一社) 全国木材組合連合会で取りまとめ、関係都道府県木連会長等に送付する。
  - イ. 関係都道府県木連会長等は、開催市場と相談の上、賞状授与記念市を開催し、その記念市において授与する。

## 9. 展示会場

審査予定月日 展示予定月日	予 定 会 場		目標展示数量
7月 31日(水) 8月 1日(木)	関東・北陸	東京木材市場株式会社	1,000m <sup>3</sup>
9月 4日(水) 9月 5日(木)	中国・四国	株式会社 津山総合木材市場	1,000m <sup>3</sup>
9月 5日(木) 9月 6日(金)	東海・北陸	株式会社 東海木材相互市場 大口市場	1,800m <sup>3</sup>
10月 2日(水) 10月 3日(木)	関東・東北	丸宇木材市売株式会社 北浜市場	1,000m <sup>3</sup>
11月 19日(月) 11月 20日(火)	九州	熊本木材株式会社 八代支店	1,000m <sup>3</sup>